

御利用にあたって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

経済センサスー活動調査（以下「活動調査」という。）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施されています。

(3) 調査日

令和 3 年 6 月 1 日

(4) 調査の対象

次に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

- ・ 国・地方公共団体の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

(5) 調査の方法

ア 調査員調査

単独事業所、新設事業所（イに掲げる特定の事業所を除く。）などについては、県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

イ 直轄調査

複数の事業所を有する企業等、特定の単独事業所（純粋持株会社及び資本金 1 億円以上等）などについては、国、県及び市が、民間事業者等を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

(6) 調査事項

詳細については、各調査票を参照してください。

2 用語の説明

(1) 製造業

有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造加工し、これを卸売する事業所をいいます。

(2) 事業所

令和3年6月1日現在で、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、1区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(3) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）及び臨時雇用者は含まれません。

ア 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない）、役員報酬を得ている人をいいます。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。

イ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられます。

ウ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいいます。

エ 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

オ 臨時雇用者

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

カ 出向・派遣受入者、送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営の事業所に籍がありながら当該事業所に来て働いている人（受入者）又は当該事業所に籍がありながら別経営の事業所で働いている人（送出者）をいいます。

(4) 現金給与総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。

(5) 原材料、燃料、電力の使用額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次のア～カの合計をいいます。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含みません。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含みません。

カ 転売した商品の仕入額

1年間のうちに、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含みません。

(6) 製造品出荷額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含みません。

- ・ 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- ・ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ・ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額

上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいいます。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業者 10 人以上の事業所(一部を除く(※)。))
事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含みません(※原材料及び燃料の在庫額は従業者 30 人以上の事業所)。

(8) 有形固定資産(従業者 10 人以上の事業所(一部を除く(※)。))

令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっています。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

- ・ 土地
- ・ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)
- ・ 機械及び装置(附属設備を含む)
- ・ その他(船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等)

イ 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引渡しなどの額をいいます。

エ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

オ 有形固定資産額の算式は、以下のとおりです。

- ・ 年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却・売却による減少額 - 減価償却額
- ・ 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額
- ・ 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(9) 事業所敷地面積

令和 3 年 6 月 1 日現在において、事業所が使用(貸借を含む。)している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外します。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含みます。

(10) 工業用水

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水をいい、1 日当たり用水量とは、令和 2 年 1 年間に事業所で使用した工業用水の総量を令和 2 年の操業日数で割ったものをいいます。

(11) 生産額（従業者 10 人以上の事業所）

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

(12) 付加価値額（従業者 30 人以上の事業所）

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末
価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油
税（※1）＋推計消費税額（※2））－原材料、燃料、電力使用額等－減価償却費

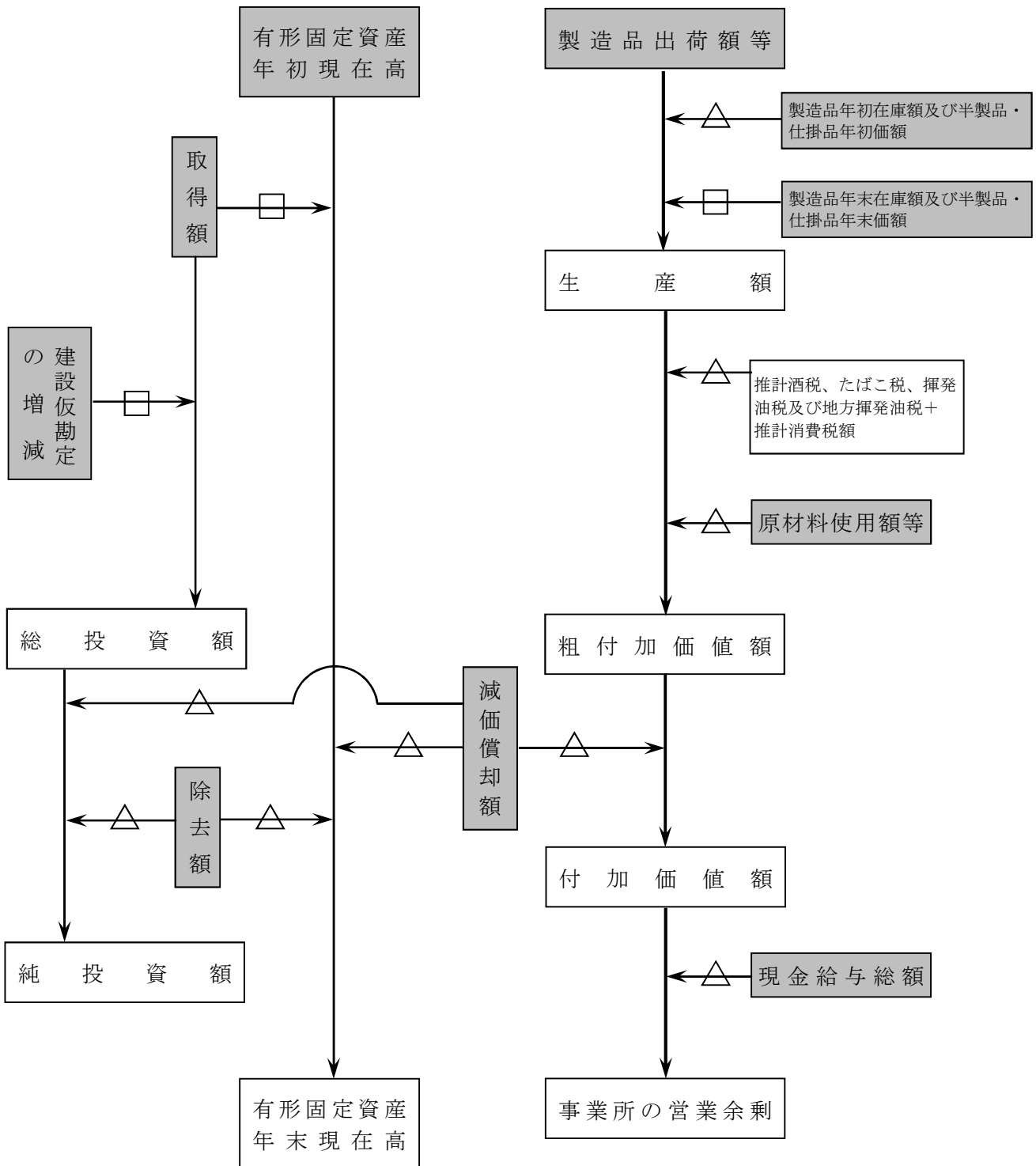
(13) 粗付加価値額（従業者 29 人以下の事業所）

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費
税額（※2））－原材料、燃料、電力使用額等

（※1）平成 29 年工業統計から「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計した
ものとなっています。

（※2）推計消費税額は平成 13 年工業統計から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、
推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

3 製造業編で用いる各項目の対応



□印は、加算項目を示す。

△印は、控除項目を示す。

■印は、調査票にある項目を示す。

4 事業所の産業の決定方法

(1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で、3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。

具体的には、「中分類 22－鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業です。

5 利用上の注意

(1) 集計対象

この報告は、産業大分類「E－製造業」に格付けされた事業所のうち、次の全てに該当する事業所について集計したものです。

- ・個人経営を除く事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、産業横断的集計における製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しません。

(2) 各集計における表については、本市が独自集計したものです。したがって、本市が独自集計した表の数値については、総務省及び経済産業省から公表されている数値とは相違する場合があります。

(3) 時系列比較について

ア この報告において、「令和 3 年」、「令和 2 年」、「平成 28 年」、「平成 27 年」、「平成 24 年」及び「平成 23 年」（下線のある年次）の数値は、活動調査の結果に基づくもので、その他の年次の数値は「工業統計調査」の結果に基づく数値です。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項については、「令和 3 年活動調査」は令和 2 年 1 年間、「平成 28 年活動調査」は平成 27 年 1 年間、「平成 24 年活動調査」は平成 23 年 1 年間の数値です。

また、事業所数及び従業者数等の経理事項以外の項目については、「令和 3 年活動調査」は令和 3 年 6 月 1 日現在、「平成 28 年活動調査」は平成 28 年 6 月 1 日現在、「平成 24 年活動調査」は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。

なお、平成 29 年より前の「工業統計調査」については表示年次の 12 月 31 日現在、平成 29 年以降の「工業統計調査」については表示年次の 6 月 1 日現在の数値です。

イ 工業統計調査と活動調査、各年次の活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際してはご留意ください。

ウ 令和 3 年活動調査では、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行ったため、従来 of 活動調査よりも幅広く事業所を捉えています。また、全ての調査項目について個人経営調査票による調査分を含みません。

エ 平成 28 年活動調査において、事業所数及び従業者数の項目は、個人経営調査票による調査分を含みますが、売上（収入）金額、費用等の経理事項については、これらの調査分を含まない集計となっています。

オ 平成 19 年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しました。また、調査項目の見直しに伴い「生産額」の算出方法を見直しました。従って、「製造品出荷額等」、「原材料使用額等」、「生産額」及び「付加価値額」は平成 18 年調査までの数値とは接続しません。

カ 日本標準産業分類の改定（平成 19 年 11 月）に伴い、平成 20 年調査から工業統計調査用産業分類が改定されました。調査結果の比較のため、平成 19 年の数値については、新分類に組換えたものを併記しました。

なお、主な変更点は以下のとおりです。

(7) 旧中分類「12 衣服・その他の繊維製品製造業」は、新中分類「11 繊維工業」へ統合されました。

(4) 旧中分類「26 一般機械器具製造業」が 3 つの新中分類「25 はん用機械器具製造業」、「26 生産用機械器具製造業」、「27 業務用機械器具製造業」に分割されました。

(5) 旧中分類「31 精密機械器具製造業」は、新中分類「27 業務用機械器具製造業」と「32 その他の製造業」に分割されました。

キ 平成 17 年（2005 年）4 月 25 日に合併した旧佐伯郡湯来町については、以下により組替えを行っています。資料の不足等により組替えが不可能なものについては、注に示しています。

昭和55年(1980年)	「工業統計表」(経済産業省)の湯来町分の数値を加算
昭和56年(1981年)～ 平成16年(2004年)	「広島県の工業」の湯来町分の数値を加算

(4) 単位未満の数値については、四捨五入しているため、総数とその内訳の合計は必ずしも一致しません。

(5) 諸記号の約束

—	該当なし	…	不詳
0	単位未満	△	マイナス
X	数値を秘匿した箇所		

(6) 秘匿について

集計対象となる事業所の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、経理事項の数値を秘匿した箇所です。また、集計対象数が3以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所の当該数値が判明する箇所は、併せて秘匿しています。

(7) 市域、行政区域及び町名は令和3年6月1日現在のものです。